

外国為替証拠金取引規制についての意見

金融審議会委員 木村 裕士

1. 規制のあり方に関する基本認識について

外国為替証拠金取引自体は、少ない証拠金で大きな金額の外貨取引ができるなど、投資家にとって魅力ある資産運用の一つとして否定されるものではないと考えます。しかし、何の業法規制も受けていない事業者が中心となり引き起こしている昨今の消費者トラブルとその被害の実態は看過できるものでなく、個人投資家の保護と同取引の健全な発展のために、同取引への一定の行為規制ならびに事業者に対する監督強化を早急にはかる必要があります。

他方、この問題の本質は、現行の「証券取引法」が次々に登場する投資スキームに十分に対応できていないことによるものであるため、証券取引法をすべての投資商品を含む証券分野の横断的なルールである「投資サービス法」に改める方向性を確認し、その制定スケジュールを明示していくべきです。

2. 事業者の適格性確保について

新たに外国為替業務の知識と募集に関するルールを定めた「募集人資格」を設け、事業者に対して、この募集人を一定割合以上有する場合に限り、外国為替証拠金取引の取り扱いを認める登録制を導入すべきです。

事業者の適格性を担保するためには、最低資本金や最低従業員数など外形的な規制の導入よりも、適切な募集体制の確保を重視した規制を設けるべきではないかと考えます。

3. 事業者に対する行為規制等について

外国為替証拠金取引については、顧客の知識や資産、投資経験などからみて不相当と認められる勧誘は行わないとする、いわゆる「適合性の原則」を事業者に遵守させるべきであると考えます。

また、外国為替証拠金取引の消費者被害が、高齢者を中心に「電話勧誘」や「訪問勧誘」などにより生じている現状に鑑み、特にこうしたハイリスク商品については取引を希望していない消費者に対する勧誘、いわゆる「不招請勧誘」を全面的に禁止すべきであるとも考えます。

商品性を踏まえた規制については、証拠金比率や最低証拠金額、手数料体系、口

スカットルールなどについて、顧客が誤認することのないよう、十分な説明義務を事業者に課すべきです。また、当然のことながら、プリンシパル型とI B型の取引形態による事業者の業務内容の違いなどについても、顧客に明示する必要があります。さらに、事業者の破綻時に備えて、顧客からの預託保証金の保全については、自己資産との区分経理の徹底やその開示などについて義務化すべきです。

4 . 監督・検査体制の強化について

外国為替証拠金取引を取り扱う業者の健全性については、機動的な立入検査と適切な監督、さらにはオフサイト・モニタリングを確実にかつ迅速に行うなど、厳格かつ利用者本位の事後チェック型行政の徹底を基本に確保していく必要があります。行政による検査等の結果、問題のある業者については、直ちに是正措置をとるほか、早期是正が困難な場合は事業者登録を取り消すなどの措置により、投資家損害を最小限にとどめなければなりません。

他方、現在の金融行政は、外国為替証拠金取引に限らず、近年の「金融の自由化」により次々に登場する新たな投資商品を含む金融商品に対して、必ずしも十分に対応できる体制とは言えない状況にあると考えます。

事後チェック型行政の一層の強化をはかるためにも、また、将来的に「投資サービス法」、さらにはすべての金融商品・サービスを対象とした包括的な法制度である「日本版金融サービス法」の制定を視野に入れた監督体制の構築のためにも、現在の証券取引等監視委員会は、米国のSEC（証券取引委員会）に倣い、市場全体の包括的な監視を行う準司法的権限をもった強力な機関（日本版SECの創設）として改めていくべきです。

以 上